

議案第 18 号

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 15 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査会の委員の項の次に次のように加える。

審理員	日額 24,000 円	一般職の職員
-----	-------------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

審理員の設置に伴い、この条例案を提出するものである。

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）			本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
行政不服審査会の委員	(略)	(略)	行政不服審査会の委員	(略)	(略)
<u>審理員</u>	日額 <u>24,000円</u>	<u>一般職の職員</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第 18 号

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市総務部人事課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

行政不服審査法の規定により、審査請求がされた行政庁は審査庁に所属する職員から審理手続を行う者（審理員）を指名する必要がある、審理員の客観性・中立性を担保することを目的として、弁護士等の外部有識者を任用するために条例改正するものである。

○ 他自治体の状況等

・常総市（日額 30,000 円）、稲敷市（日額 20,000 円）、阿見町（日額 20,000 円）、習志野市（日額 26,400 円）、越谷市（日額 22,500 円）

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

地方自治法第 203 条の 2（報酬及び費用弁償）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

処分に直接関与していない職員を審理員として指名することにより、審査庁の裁決に際して適法性や妥当性を客観的にチェックする仕組みが構築される。